

◎新潟県告示第965号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年8月22日

新潟県長岡地域振興局長

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県柏崎市北園町字長磯2639の6・字大西517の63・栄町2639の5（以上3筆について次の図の示す部分に限る。）、栄町字大西517の28

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県長岡地域振興局農林振興部及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）